第4章　分野別課題における人権施策の推進

1　女性

● 現状・課題

人は性別に関わりなく、人として尊重され人間らしく生きる権利を持っています。しかし、人類の歴史の中で、女性は男性に比べて不利な立場におかれることが多くありました。今日、女性の地位はかなり向上しましたが、依然として女性の就業環境、家事・育児・介護の負担、セクシュアル・ハラスメントやマタニティハラスメント、ＤＶ等、様々な問題があります。

世界では、1975 年（昭和 50 年）に国連が提唱した「国際婦人年」を一つの節目として、その後 10 年間を「国連婦人の 10 年」としました。同年に「国際婦人年世界会議」が開催され、1979 年（昭和 54 年）には「女子差別撤廃条約」が採択され、女性の地位向上等が図られてきました。また、近年では 2000 年（平成 12 年）に「女性 2000 年会議」が開催され、女性の人権に関する成果文書が採択されています。

わが国では、1985 年（昭和 60 年）に「女子差別撤廃条約」が批准され、翌年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が施行されました。1999 年（平成 11 年）には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の確立が目指されました。近年では、2015 年（平成 27 年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定され、女性の働く場での活躍推進に向けた取り組みが進められています。また、2000 年（平成 12 年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、2001 年（平成 13 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（ＤＶ防止法）が制定され、女性への暴力の根絶に向けた取り組みが展開されています。

本町では、2015 年（平成 27 年）「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画への意識改革を推進するとともに、政策・方針の決定過程や労働・雇用における男女共同参画の実現に向けた取り組みを進めています。アンケート調査によると、女性に関することで人権上の問題は、「家事・育児や介護などを、男女が共同して担う社会の仕組みが十分整備されていないこと」が 39.2％と最も高く、女性の人権を守るために必要なことは、「家庭生活と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が 41.7％と群を抜いて高くなっています。職場や家庭等、あらゆる場面で男女が平等に活躍できる意識づくりや、環境づくりが求められます。今後も、男女平等の人権意識の醸成や女性に対する暴力の防止を進めるとともに、女性の社会参加促進や、それを支える子育て支援や介護保険サービスの充実を図ることが求められます。

■女性に関することで人権上の問題

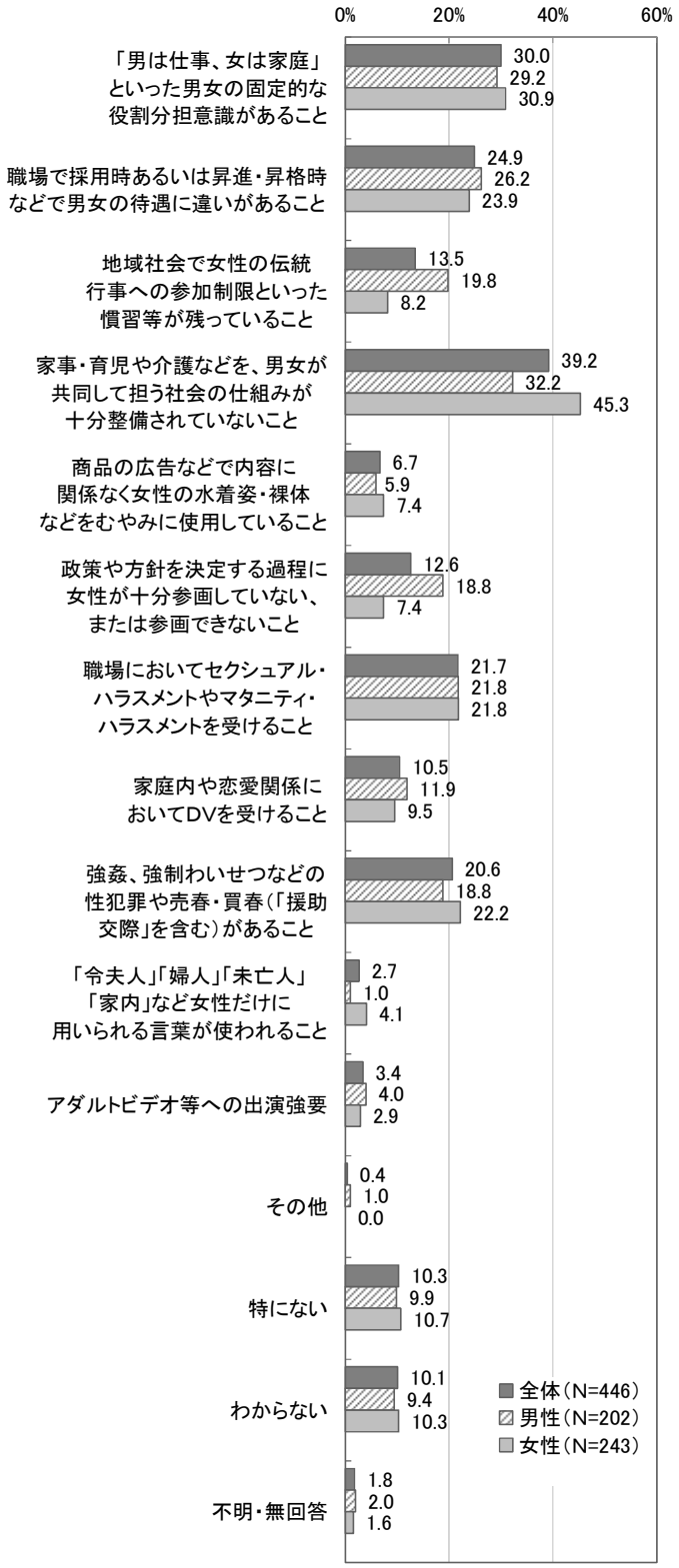

■女性の人権を守るために必要なこと

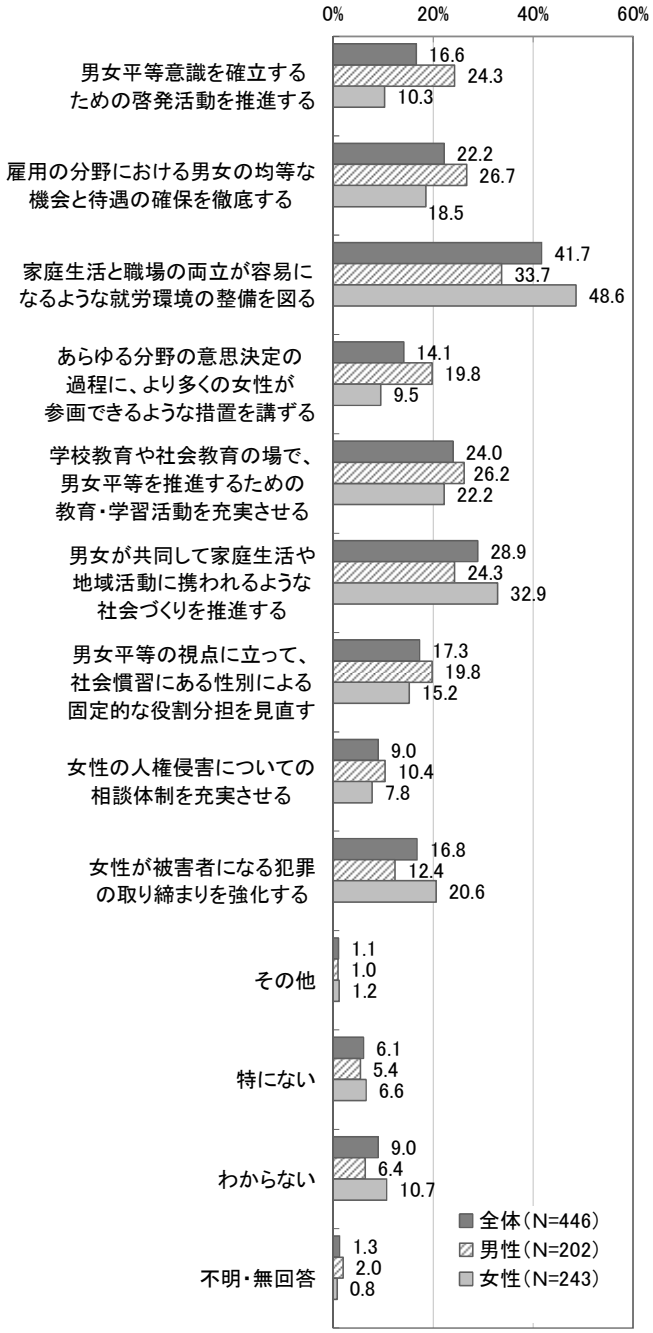

施策１　男女共同参画や男女平等の意識づくり

取り組み	主な担当課
● 家庭・地域において男女共同参画に関する認識を深め、様々な慣習・慣行を見直すための広報・啓発活動を実施します。	総務課 教育課
● 学校教育において、人権の尊重、家庭や家族における男女平等、男女共同参画についての指導を充実します。	総務課 教育課
● 男性や若い世代を対象とした固定的性別役割分担意識を解消するため、広報・啓発活動を推進します。	総務課
● 公共施設等での生涯学習を通して、男女共同参画についての啓発を拡充します。	総務課 教育課
● 地域における固定的な役割分担意識に基づく慣行や習慣の解消を図るため、情報提供や啓発活動を行います。（再掲）	総務課
● 「男女雇用機会均等法」等の法令について、分かりやすい広報等による周知を図ります。	総務課 地域振興課
● 生涯学習施設等と連携し、男性も参加できる料理・家事等に関する講座を開催し、男性の家事等への参加を促進します。（再掲）	教育課
● 教職員や保育士が男女平等教育を推進できるよう、研修等の機会の充実を図ります。	健康福祉課 教育課

施策２　女性の社会参加の促進

取り組み	主な担当課
● 「女性活躍推進法」について、分かりやすい広報等による周知を図ります。	総務課
● 企業等事業所におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、あらゆるハラスメントの防止に努めます。（再掲）	地域振興課
● 町議会や審議会等への女性の参画拡大に努めます。	総務課 議会事務局
● 女性職員の管理職への積極的な登用を図ります。	秘書室

施策３　女性への暴力の根絶と被害者支援

取り組み	主な担当課
● ＤＶ等の被害者の救済体制及び相談体制の拡充を図ります。	健康福祉課
● ＤＶ等の相談に当たる町職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生児童委員の研修の充実を図ります。	総務課 健康福祉課
● 若年層を対象としたＤＶ等の予防啓発や、教育・学習の充実を図ります。	教育課
● 「八百津町要保護児童・ＤＶ防止対策地域協議会」をはじめ、多様な機関が連携し、ＤＶの未然防止、早期発見・早期対応を図ります。	健康福祉課

施策４　家庭と仕事の調和の推進

取り組み	主な担当課
● 生涯学習施設等と連携し、男性も参加できる料理・家事等に関する講座を開催し、男性の家事等への参加を促進します。（再掲）	教育課
● 学校や地域等において、男女が協力して子育てをすることの大切さについての学習機会を提供します。	教育課
● 子育て親子の交流の場の設置、子育てに関する情報提供等を通して、地域の子育てを支援します。	教育課 健康福祉課
● 助け合い組織の強化や配食サービス等、地域内外での助け合い活動による高齢者の生活支援の充実により、家族介護の負担軽減を図ります。	健康福祉課

2 子ども

● 現状・課題

子どもは発達の過程にありますが、一人の人間として、大人と同じように自由と権利を持っています。次代を担うすべての子どもが健やかに個性豊かに育ち、社会の新しい担い手として成長できるよう、地域社会を形成していくことが求められます。しかし、近年は、核家族化や少子化、共働き家庭の増加、家庭や地域の子育て力の低下、インターネットやスマートフォンの普及等、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。こうした中で、いじめ、不登校、ひきこもり、貧困、虐待、子ども自身が犯罪に巻き込まれるなど、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。

世界では、1959 年（昭和 34 年）に国連において「児童の権利に関する宣言」が採択され、児童に特別な保護を与えることの必要性が明確にされました。その後も貧困による児童売買や、児童虐待等が報告されていたため、1979 年（昭和 54 年）を「国際児童年」とすることが採択されました。また、1989 年（平成元年）には子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択されました。

わが国では、1947 年（昭和 22 年）に「児童福祉法」が施行され、1951 年（昭和 26 年）には「児童憲章」が定められ、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されてきました。また、1994 年（平成６年）、国連で採択された「子どもの権利条約」に批准し、子どもの最善利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。その後、1999 年（平成 11 年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）の施行、2000 年（平成 12 年）に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）の施行等の法整備が進んでいます。近年では、2013 年（平成 25 年）に「いじめ防止対策推進法」（いじめ対策法）、2014 年（平成 26 年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策法）が施行され、現在の子どもに関する社会課題への対応が進められています。

本町では、2015 年（平成 27 年）に「子ども子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭への支援等の施策を推進しています。アンケート調査によると、子どもに関することで人権の問題は、「仲間はずれやいじめを受けること」が 53.6％と最も高く、次いで「いじめを見て見ぬふりをすること」が 36.1％となっており、いじめへの関心が高いことが分かります。また、子どもの人権を守るために必要なことは、「子どもに自分と同じように他人も大切にする思いやりの心などを教える」が 40.8％と最も高く、次いで「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、３者が連携して活動に取り組む」が 31.6％となっています。行政、企業、学校、地域が、「子どもの育ちと子育て支援は社会全体で取り組む重要な課題である」という共通認識を持ち、協働して支援に取り組むことが求められます。

■子どもに関することで人権上の問題

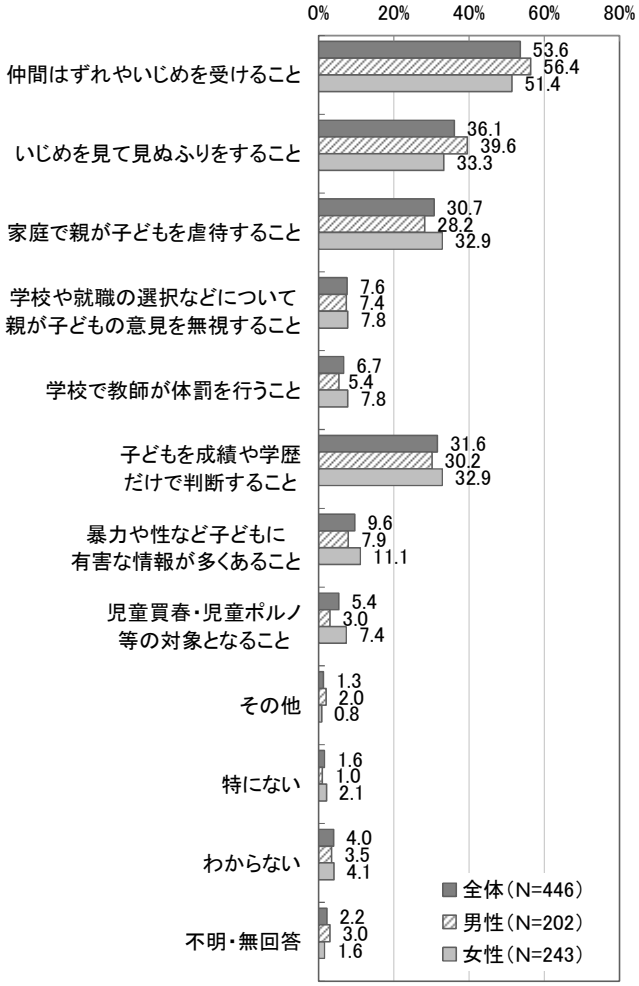

■子どもの人権を守るために必要なこと

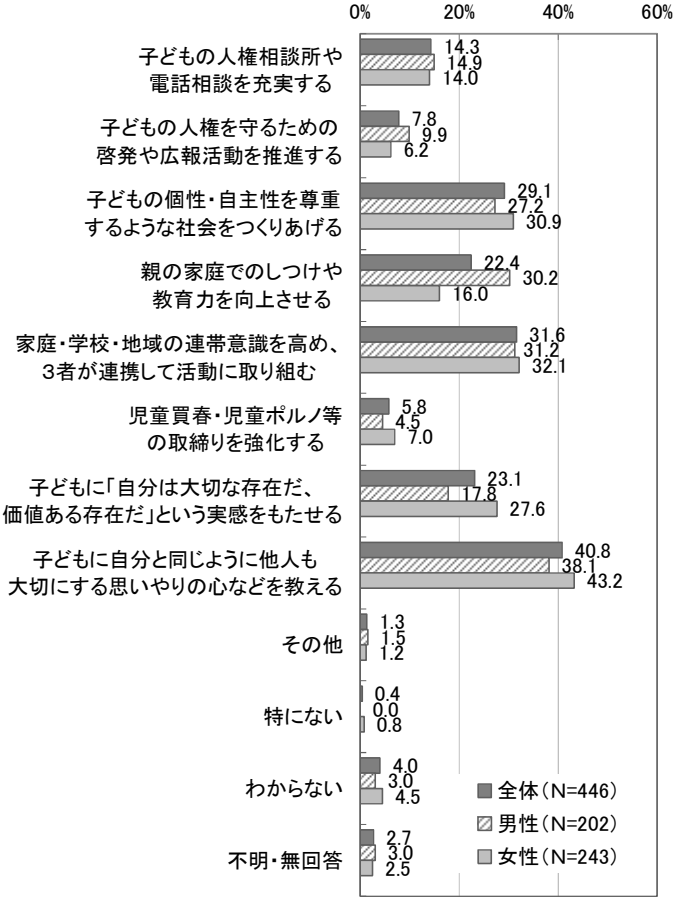

施策１　子どもの人権を尊重する意識づくり

取り組み	主な担当課
● 青少年育成町民会議と教育課が共催する「青少年を育てる会」において、中・高校生の代表者による「少年の主張大会」を開催します。	教育課
● 広報やホームページ、回覧板等を通して、子どもの人権についての意識啓発を図ります。	教育課
● 子どもの人権に関する講演会等、学びの場の提供を図ります。	健康福祉課
● 「子ども・子育て支援事業計画」の推進・周知を図ります。	健康福祉課
● 「子どもの権利条約」の周知を図ります。	教育課
● 公民館活動を通して、地域における多世代交流の機会を提供します。（再掲）	教育課

施策２　子どもへの人権教育の推進

取り組み	主な担当課
● 八百津町教育夢プラン「人道プラン」に基づいた教育を推進します。（再掲）	教育課
● 杉原千畝氏の精神を継承するため、小中学校において、相手を思いやる「あいさつ運動」など日常的な活動や杉原千畝氏をテーマとした人道創作劇の公演を行うなど、それぞれの学校が特色のある取り組みを行い、人道精神の学びを推進します。	教育課
● 県が人権週間に設けている「ひびきあいの日」（2018 年（平成 30 年）から「ひびきあい活動」に変更）を通して、人権施策を推進します。	教育課
● 杉原千畝氏の人道精神を受け継ぎ、思いやりのある人づくりに取り組みます。（再掲）	教育課
● 家庭教育力の向上のため、家庭教育学級の開催や「家庭の日（毎月第３日曜）」を活用した啓発活動を推進します。	教育課
● 中・高校生を対象に保育体験を実施し、生命の尊さ、子どもと関わることの楽しさ、大変さを学ぶ機会を提供します。	教育課
● 地域活動やボランティア活動等の機会を提供し、子どもたちのボランティア精神や社会性を育むとともに、人権尊重の意識を醸成します。	教育課

施策３　いじめや不登校への対策の推進

取り組み	主な担当課
● いじめや不登校等の問題に学校全体で取り組み、安全・安心な居場所を子どもに提供します。	教育課
● 不登校の子どもを持つ保護者が気軽に相談できる会を定期的に開催し、交流や相談を行います。	教育課
● 不登校等の学校不適応に対応するため、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図ります。	教育課
● 深刻ないじめの防止を図るため、道徳・人権教育を推進します。	教育課
● 携帯電話やスマートフォン、インターネットの利用に関する情報モラル教育を推進します。	教育課
● いじめ等による自殺を未然に防止するため、児童生徒の観察や定期的なアンケートの実施などにより、児童生徒の様子を把握します。	教育課

施策４　虐待などの暴力の根絶と被害者支援

取り組み	主な担当課
● 「八百津町要保護児童・ＤＶ防止対策地域協議会」を中核に虐待の防止、早期発見・対応を図るとともに、岐阜県子ども相談センターとの連携を強化します。（再掲）	健康福祉課
● 教職員、保育士、保健師等による子どもの心身状態の観察を行い、虐待の早期発見に努めます。	教育課 健康福祉課
● 民生委員児童委員、主任児童委員と地域住民の連携を強化し、虐待の早期発見に努めます。	健康福祉課
● 特別な支援を要する子どもやその保護者の確実な把握を図り、必要に応じて養育支援訪問等を実施します。	健康福祉課

施策５　子育て支援体制の充実

取り組み	主な担当課
● 認定こども園における幼児期の教育・保育の充実、３歳未満児の保育ニーズへの対応を促進します。	健康福祉課
● 一時預かりや放課後児童クラブ等、多様な託児サービスの提供体制を整備します。	健康福祉課
● 子育て支援センターの機能の充実を図り、子育て相談・情報提供等、子育て中の保護者への支援活動を行います。	健康福祉課

3 高齢者

● 現状・課題

わが国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景に、これまでに経験したことのない長寿・高齢社会を迎えています。今後も高齢化が進み、介護を要する高齢者や認知症高齢者の急速な増加が予想されています。それに伴い、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者虐待、家族等による高齢者の財産等の無断処分など、高齢者の人権を侵害する問題が起こっています。

国連では、1982 年（昭和 57 年）に「高齢化に関するウィーン国際行動計画」が採択されました。1991 年（平成３年）には「高齢者のための国連原則」が採択され、高齢者の地位について普遍的な基準が設定されています。1992 年（平成４年）には、国連総会において、1999 年（平成 11 年）を「国際高齢者年」とする決議がされ、高齢者の独立や社会参加、保護等に関する取り組みを進めることとされています。

わが国では、介護保険制度が 2000 年（平成 12 年）から開始されました。高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等に対応するため、2006 年（平成 18 年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待法）が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

本町では、３年ごとに「介護保険事業計画・老人福祉計画」の策定、見直しを行っており、介護保険制度や高齢者の状況を踏まえた介護保険施策、高齢者福祉施策を推進しています。また、アンケート調査によると、高齢者に関することで人権上問題なことは、「経済的に自立が困難なこと」が 31.6％と最も高く、次いで「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」が 24.9％となっています。高齢者の人権を守るために必要なことは、「年金や住宅、福祉、医療サービスなどを充実させ高齢者の生活の安定を図る」が 37.2％と最も高く、次いで「高齢者が能力や知識、経験等を活かせる生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす」が 30.3％となっています。今後も、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の人権に対する意識を啓発するとともに、経済的な自立への支援や生活サービスの充実が求められます。

■高齢者に関することで人権上の問題

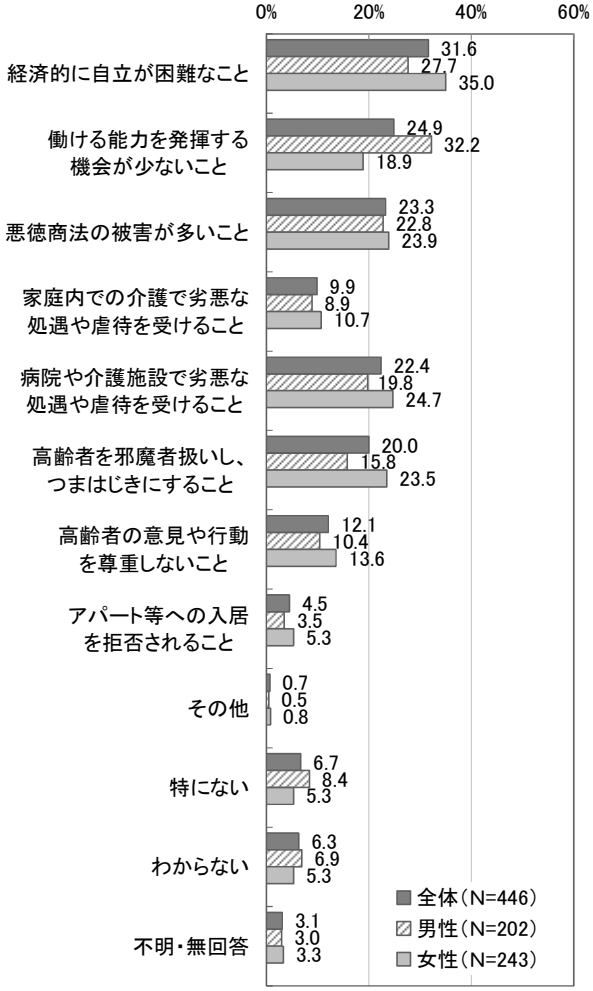

■高齢者の人権を守るために必要なこと

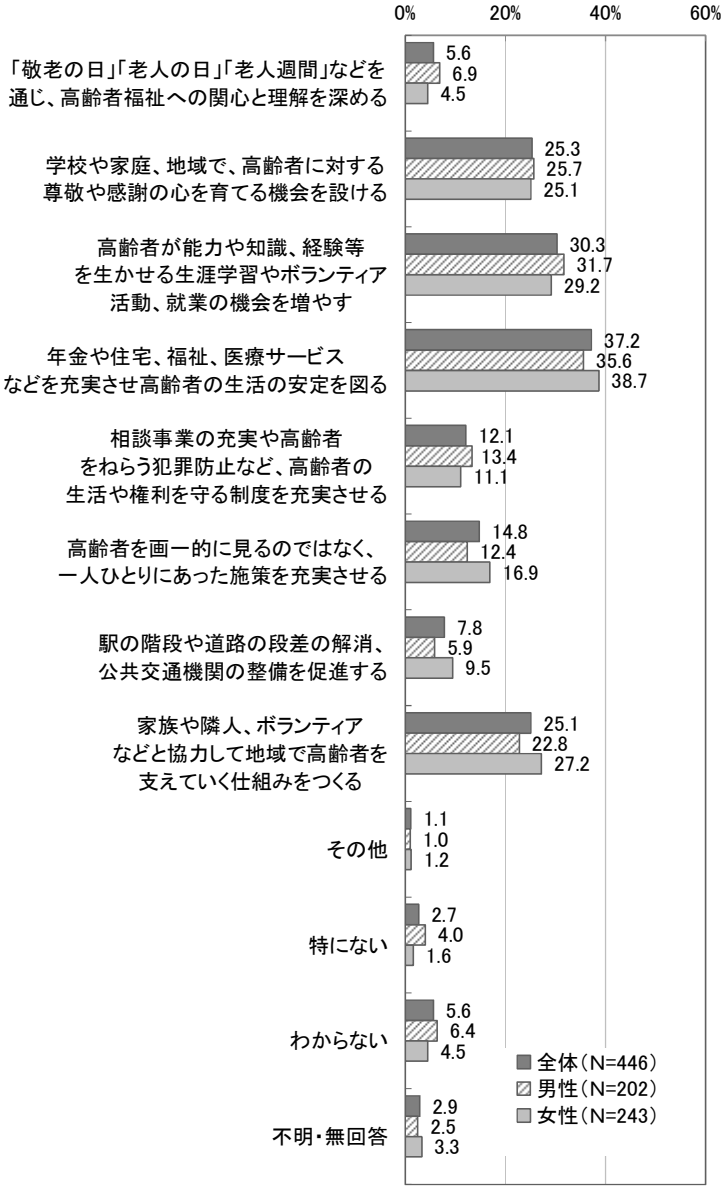

施策１　高齢者の人権を尊重する意識づくり

取り組み	主な担当課
● 公民館活動を通して、地域における多世代交流の機会を提供します。（再掲）	教育課
● 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、温かく見守りながら、できる範囲で手助けする認知症サポーターを養成します。	健康福祉課
● 学校において高齢者を尊重する福祉教育を推進します。	教育課
● ボランティア活動等を通して、高齢者と子どもの交流を図ります。	教育課
● 広報やホームページ、パンフレット等を通して高齢者の人権についての意識啓発を図ります。	健康福祉課

施策２　高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

取り組み	主な担当課
● 「八百津町見守りネットワーク事業」において、町内で営業する事業所等と見守りに関する協定を結び、高齢者虐待の早期発見につなげます。	健康福祉課
● 地域の見守りネットワークによる高齢者虐待の早期発見や、支援の必要な高齢者の把握に努めます。	健康福祉課
● 「高齢者虐待防止マニュアル」を策定し、虐待の早期発見と地域包括支援センターへの情報提供体制づくり、関係機関との連携の強化を図ります。	健康福祉課
● 判断能力が十分でない認知症高齢者に対して成年後見制度、任意後見制度等を周知し、利用を促進します。	健康福祉課
● 判断能力が十分でない認知症高齢者が、地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業の利用を促進します。	健康福祉課 （社会福祉協議会）
● 高齢者を介護する家族等を支援するため、家族同士の交流会の実施や、寝たきりの高齢者世帯への日常生活用具給付等を行います。	健康福祉課

施策３　高齢者の社会参加の促進

取り組み	主な担当課
● 高齢者が自己の労働能力を活かし、生きがいを持って生活できるよう、シルバー人材センターを通じた就労支援を行います。	健康福祉課 （社会福祉協議会）
● 老人クラブ、ふれあいいきいきサロン等、高齢者同士の交流の機会を提供し、参加を促進します。	健康福祉課 （社会福祉協議会）
● 健康な体と豊かな心を育むため、公民館講座や総合型地域スポーツクラブ「チャレンジクラブ 802」等、生涯学習・生涯スポーツへの高齢者の参加を促進します。	教育課
● 町内の道路や公共施設、民間施設のバリアフリー化を促進し、高齢者にやさしい環境整備を推進します。	建設課 健康福祉課
● 訪問型サービスＤ（移動支援）、福祉用具の貸与、移送サービス「福祉有償運送」等、高齢者に対する移動支援の充実を図ります。	健康福祉課

施策４　高齢者やその家族が安心して暮らせる環境づくり

取り組み	主な担当課
● 地域包括支援センターにおける高齢者総合相談の窓口機能を強化します。	健康福祉課
● 各地区を対象に、１か月に２か所ずつ巡回相談会を実施します。	健康福祉課
● 地域包括支援センターや県等の関係機関との連携を強化し、様々な相談に応じられる相談支援体制のネットワークを構築します。	健康福祉課
● 広報やケーブルテレビを通して高齢者に必要な情報を提供します。	総務課
● 高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、防災体制を強化するとともに、防犯対策を推進します。	総務課
● 介護保険サービスや地域支援事業等の利用を促進します。	健康福祉課
● 町営住宅のバリアフリー化、住宅改修費の支給、養護老人ホームの適正利用等を推進し、高齢者が生活しやすい住環境を整備します。	建設課 健康福祉課

4 障がい者

● 現状・課題

障がい者は社会に存在する様々な物理的・社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。また、家族等による介助がなければ生活が成り立たない人も多く、家族等の負担や不安の大きさが問題となっています。障がいのある、なしに関わらず、すべての人に住みよいノーマライゼーション社会の理念はわが国においても徐々に普及してきていますが、一方で、偏見や差別も依然としてみられ、こうした考えによる事件も引き起こされているため、障がいに対する適切な理解の促進が大切となります。

国連では 1981 年（昭和 56 年）を「国際障害者年」とし、「完全参加と平等」という理念にのっとり、障がいのある人に対する社会の取り組みは大きく前進しました。翌年には「障害者に関する世界行動計画」を定め、1983 年（昭和 58 年）からの 10 年間を「国連・障害者の 10 年」と宣言しました。また、2006 年（平成 18 年）には「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、様々な分野で障がいのある人の権利を保障するための取り組みを締約国に求めています。

わが国では、1993 年（平成５年）に施行された「障害者基本法」において、すべての障害者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが基本理念としてうたわれています。2004 年（平成 16 年）の改正では、障害を理由とする差別禁止の理念が明記され、2011 年（平成 23 年）の改正では、障害のある人と他者が共生することができる社会の実現が新たに規定されるなど、「障害者権利条約」の理念を踏まえた改正が行われ、2014 年（平成 26 年）に「障害者権利条約」が批准されました。また、2012 年（平成 24 年）に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、2013 年（平成 25 年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）、2016 年（平成 28 年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されるなど、障がい者施策に関する法整備が進められています。

本町では、「障がい者福祉計画」の策定・見直しを行っており、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。アンケート調査によると、障がいのある人に関することで人権上の問題は、「就労の機会が少なく、職種も限られていること」が 45.5％と最も高く、次いで「職場、学校等でいやがらせやいじめを受けること」が 43.9％となっています。障がいのある人の人権を守るために必要なことは、「障がいのある人の就労機会を確保する」が 42.8％と最も高く、次いで「障がいのある人が安心して外出できるよう建物の設備や公共交通機関を改善する」が 41.3％となっています。障がい者が地域で安心して生きがいを持って暮らせる社会を築くためには、障がいへの理解を促進するとともに、就労支援や生活支援、相談体制、情報提供の充実が必要となっています。

■障がいのある人に関することで人権上の問題

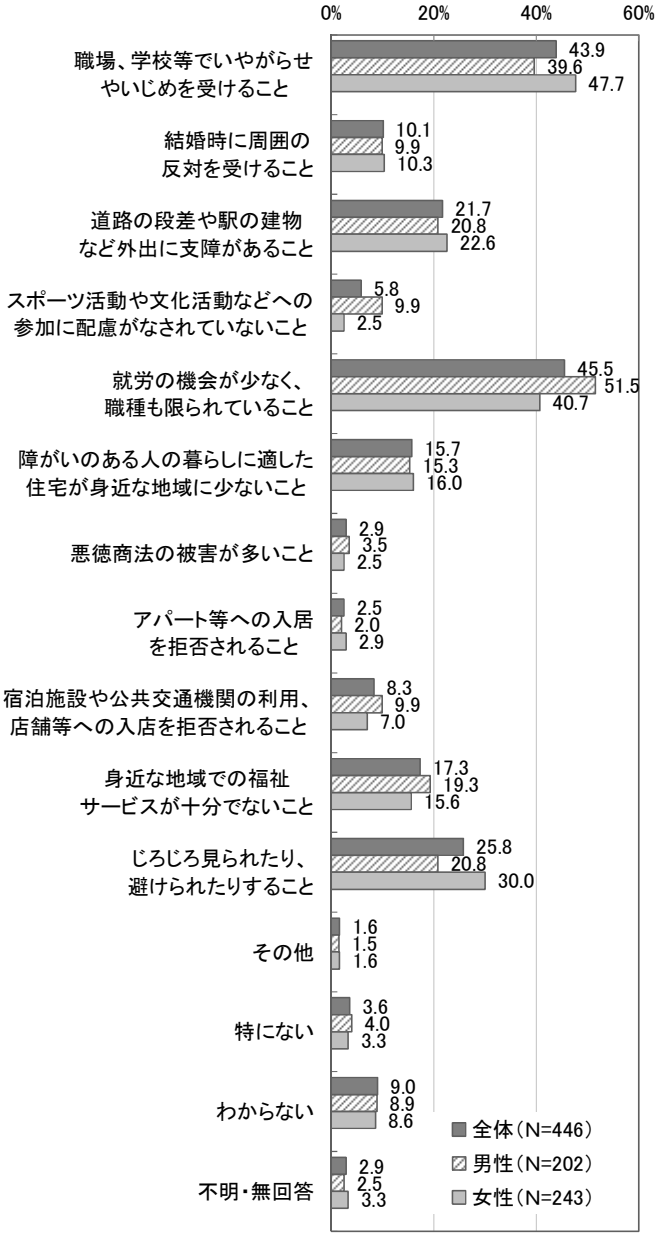

■障がいのある人の人権を守るために必要なこと

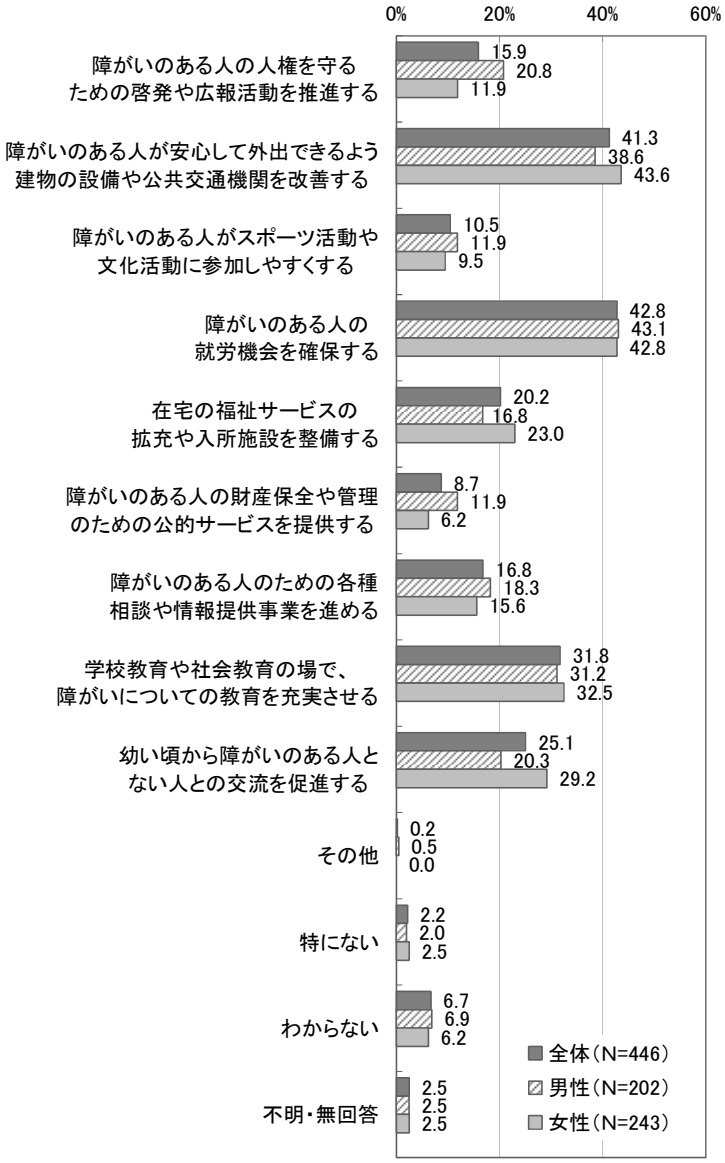

施策１　障がい者の人権を尊重する意識づくり

取り組み	主な担当課
● 町や社会福祉協議会の広報、ホームページ等で、障がいや障がい者への理解を深めるための啓発活動を行います。	健康福祉課
● 町産業祭や障がい者週間等、様々な機会を通して、障がいや障がい者への理解を深めるための啓発活動を行います。	健康福祉課
● 教職員、児童・生徒、保護者を含め学校全体で障がい者理解の促進に取り組みます。	●●課
● 障がいや障がい者への理解を深め、助けあいの心を育むため、福祉教育プログラムの充実や学校間の情報交換を図ります。	教育課
● 障がいを理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供、インクルーシブ教育等の障害者権利条約の基本的な考え方について周知を図ります	●●課
● 社会福祉協議会にあるボランティアセンターを中心に、障がい者の支援を行うボランティア活動を支援します。	健康福祉課
● 公民館活動や老人クラブ、地域活動等を通して、障がい者との交流を促進します。	教育課 健康福祉課

施策２　障がい者の権利擁護・虐待防止の推進

取り組み	主な担当課
● 町や社会福祉協議会の広報、パンフレット等を活用し、障がい者の虐待を防止するための周知・啓発を図ります。	総務課
● 障がい者の虐待を防止するため、相談・情報提供体制を充実します。	健康福祉課
● 障がい者虐待防止センターを中心に、早期に対応できる体制の構築、窓口職員の研修、事例の調査研究等、虐待防止に関する施策を行います。	健康福祉課
● 成年後見制度等の権利擁護に関わる体制を整備します。	健康福祉課
● 地域包括支援センターと連携し、権利擁護についての相談支援や関係機関との調整等、体制の整備を図ります。	健康福祉課
● パンフレット等の広報媒体を活用し、成年後見制度を周知します。	健康福祉課

施策３　障がい者の自立支援と社会参加の促進

取り組み	主な担当課
● ひまわりの丘障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等の労働関係機関と連携し、障がい者の就労支援を図ります。	健康福祉課
● 障がい者の社会参加を促進するため、生涯学習やスポーツ、レクリエーション、文化活動を推進します。	教育課
● 障がいがあっても暮らしやすい生活環境を整備するため、ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する啓発活動を行います。	健康福祉課
● 屋外での移動が困難な障がい者が外出する際に、付き添いや移動等の支援を実施するとともに、サービスの周知と利用促進を図ります。	健康福祉課
● 聴覚や音声・言語機能等の障がいのある人に、手話通訳や要約筆記の派遣等、コミュニケーション支援を行います。	健康福祉課

施策４　相談体制や情報提供体制の充実

取り組み	主な担当課
● 身体・精神・療育の専門職（保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等）による相談を実施します。	健康福祉課
● 必要に応じて個別支援会議を設置し、個別事案について関係機関と連携を密にし、充実した支援体制を整備します。	健康福祉課
● 町内外の各種相談機関や民生児童委員、身体・知的障がい者相談員、相談支援専門員等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	健康福祉課
● 子育て支援センターや各保育園、親子教室、保健センター等で、子育てや発達についての相談支援を行います。	健康福祉課
● 適切な障がい福祉サービスの利用につながる情報提供の充実を図ります。	健康福祉課

施策５　障がい者やその家族が安心して暮らせる環境づくり

取り組み	主な担当課
● 適切な障がい福祉サービスの利用と、質の高いサービスの提供を図ります。	健康福祉課
● 障がい者が地域で安心して生活できるよう、防災知識の普及・啓発や災害時支援体制の構築、防犯に関する情報提供等、防犯・防災対策を推進します。	防災安全室 健康福祉課
● 介護保険における介護予防・日常生活支援総合事業のように、地域住民の支援の輪を広げ、高齢者だけでなく障がい者への見守りや生活支援のための体制整備を検討します。	健康福祉課

5 同和問題

● 現状・課題

わが国固有の問題である部落差別は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分的差別です。同和地区（被差別部落）の出身であること等を理由に、現在でも、日常生活や結婚、就職等、様々な場面で差別を受け、基本的人権を侵害される事例がみられます。

わが国では、1965 年（昭和 40 年）に提出された同和対策審議会答申において、同和問題は「もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、その解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」という認識がなされました。1969 年（昭和 44 年）には「同和対策事業特別措置法」（同対法）が施行され、同和対策事業や地域改善対策として事業が推進されました。

しかし、情報化が進む中でインターネット上での部落差別が生じるなど、部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、2016 年（平成 28 年）に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進することとしています。

本町では、同和問題に対する正しい知識の普及と理解促進を図るとともに、相談支援や情報提供を進めています。アンケート調査によると、同和問題で実際に起きていると思う問題は、「わからない」が 32.1％と最も高く、次いで「差別的な言動をすること」が 26.0％となっています。同和問題を解決するために必要なことは、「わからない」が 29.1％と最も高く、次いで「学校教育、社会教育を通じて、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」が 22.9％となっています。「わからない」という回答が他の設問に比べて多く、同和問題自体への理解や関心が低いことが考えられます。今後も継続的に、同和問題に対する認識を高める教育や啓発活動の充実を図る必要があります。

■同和問題で実際に起きていると思う問題

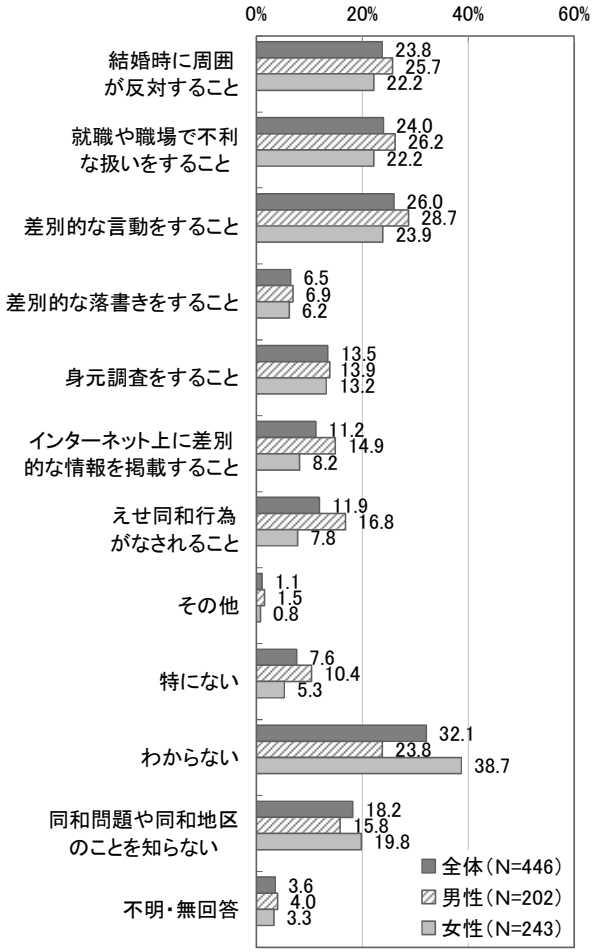

■同和問題を解決するために必要なこと

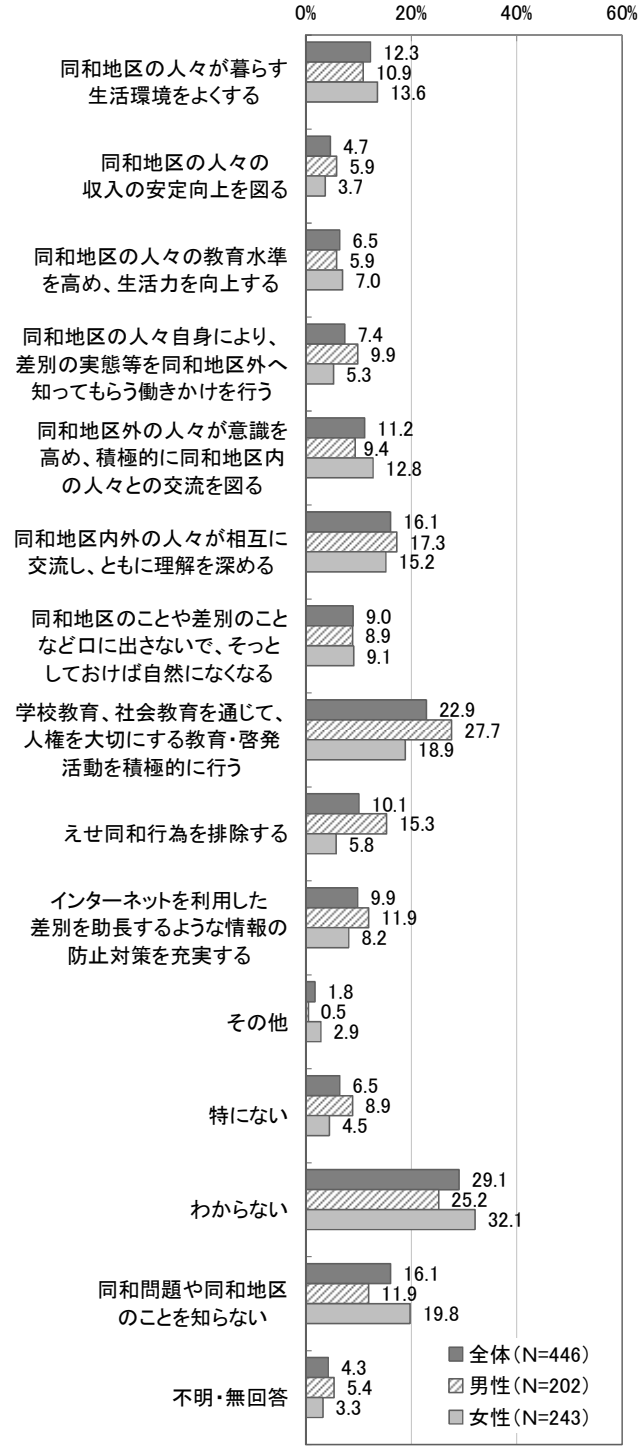

施策１　同和問題についての教育・啓発

取り組み	主な担当課
● 「部落差別解消法」について、ホームページ等を通じて周知します。	総務課
● 広報やパンフレット、ホームページ等を通じて、同和問題について周知・啓発します。	総務課
● 同和問題に対する理解を促進するため、講演会の実施や「人権週間」を通じた周知を行います。	総務課
● 研修等を通じて、町職員への同和問題に対する意識啓発を図ります。	総務課
● 県が人権週間に設けている「ひびきあいの日」（2018 年（平成 30 年）から「ひびきあい活動」に変更）を通して、同和問題の周知啓発を図ります。	総務課
● 学校教育の中で、同和問題の正しい知識の取得と理解の促進を図ります。	教育課

施策２　相談体制の充実

取り組み	主な担当課
● 人権擁護委員による相談支援を行います。	総務課
● 法務局や県と連携を強化し、専門的な相談支援体制の充実を図ります。	総務課
● 同和問題を理由とする結婚・就職での差別、インターネット上での差別に対する相談支援や情報提供を行います。	総務課

施策３　えせ同和行為の根絶

取り組み	主な担当課
● 広報やパンフレット等を通じて、えせ同和行為や同和問題への正しい理解の促進を図ります。	総務課
● えせ同和行為発生時の相談や支援の充実を図ります。	総務課

6 外国人

● 現状・課題

国際化が進展する中、訪日する外国人や日本で生活する外国人は増加傾向にあります。地域において外国人と接する機会が増えていますが、言語、宗教、文化、習慣等の違いから外国人に対する様々な人権問題が生じています。また、言語の違いにより、外国人が地域で生活していくうえで、行政サービス等の情報が十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないという生活上の問題も指摘されています。

世界では、国連において 1948 年（昭和 23 年）に基本的人権尊重の原則を定め、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった「世界人権宣言」が採択されました。また、1963 年（昭和 38 年）に「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する宣言」、1965 年（昭和 40 年）に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）が採択され、締約国は人種差別の防止とそのための措置を取ることが義務づけられました。

わが国では、1995 年（平成 7 年）に「人種差別撤廃条約」に批准し、人種・民族等を理由とするあらゆる差別の撤廃に対する取り組みを進めています。また、2016 年（平成 28 年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを解消するため、国が相談体制の整備や教育、啓発活動の充実に取り組むことを責務と定め、地方自治体にも同様の対策に努めるよう求めています。

本町の外国人住民数は、2019 年（平成 31 年） 1 月 1 日現在で 127 人となっています。アンケート調査によると、外国人が地域で生活するうえで人権上の問題は、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」が 40.4%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれていること」が 20.0%となっています。また、外国人の人権を守るために必要なことは、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が 51.8%と最も高く、次いで「外国人のための適正な就労の場を確保する」が 23.8%となっています。今後も、異文化理解や多文化共生の重要性について認識を高めることや、外国人の訪問者に対して人道精神を伝えることが求められます。

■外国人が地域で生活するうえで人権上の問題

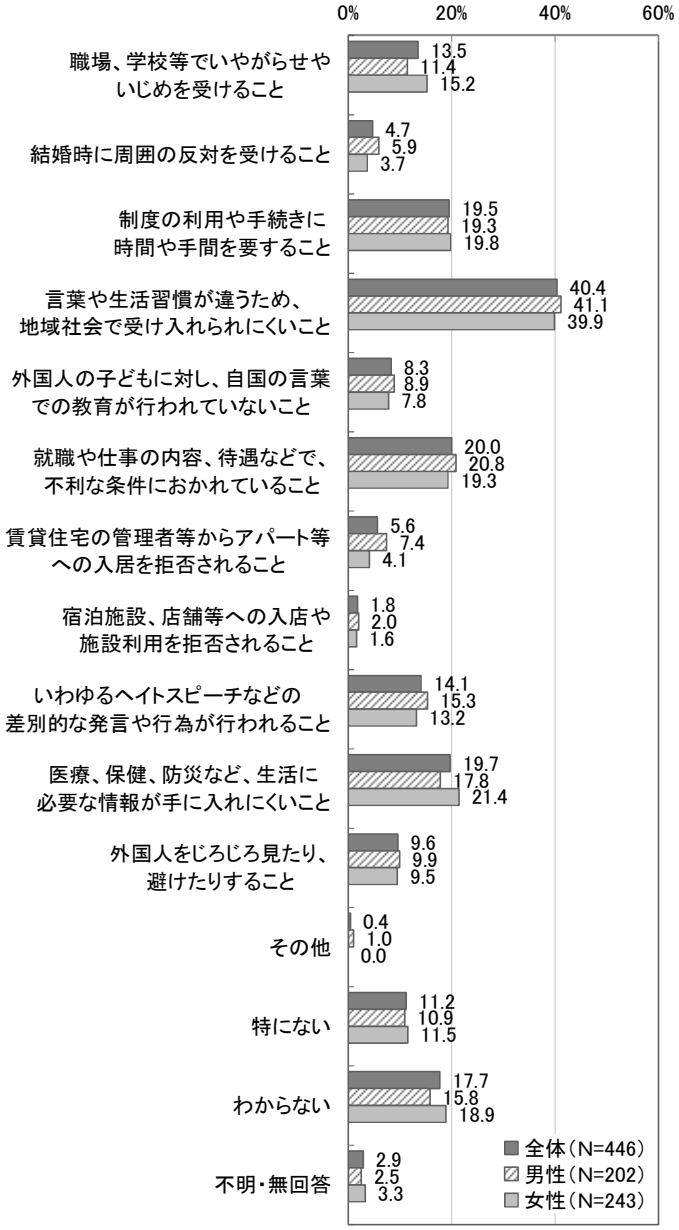

■外国人の人権を守るために必要なこと

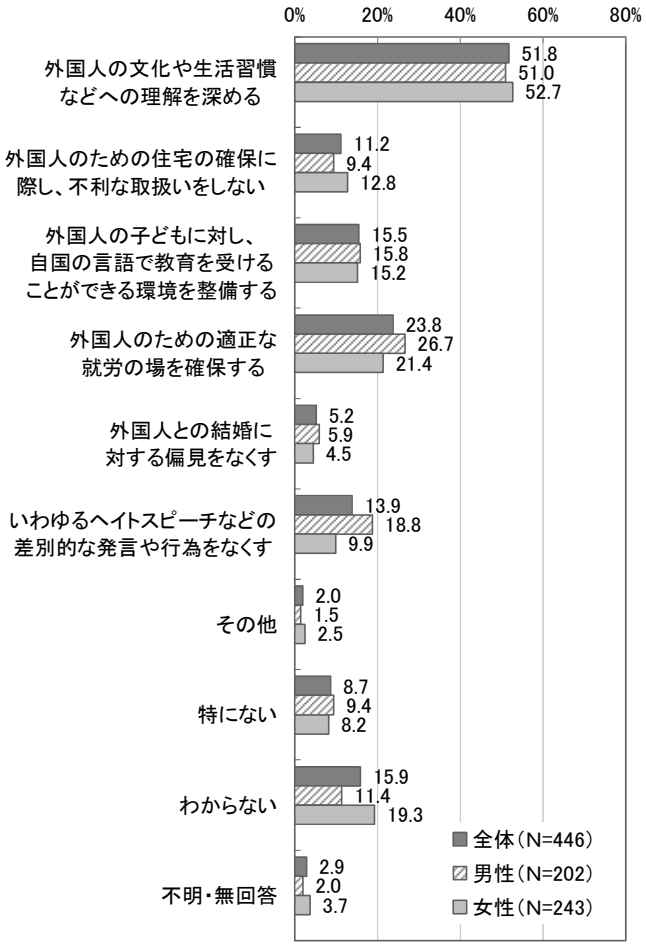

施策１　国際理解や外国人の人権を尊重する意識づくり

取り組み	主な担当課
● 広報やパンフレット、ホームページ等で、外国人の人権についての周知・啓発を行います。	総務課
● 異文化や外国人に対する理解を促進するため、講演会の実施や「人権週間」を通じた周知を行います。	総務課
● 学校において、国際理解に関する教育を推進します。	教育課
● 中学生の海外派遣事業、高校生の海外留学助成事業を実施します。	教育課
● 異文化交流サークルによる外国人観光客へのおもてなし交流体験を通して、まちの文化や魅力、思いやりの心を発信します。	タウンプロモーション室
● 外国語コミュニケーションツールを活用し、外国語を話すことができない町民でも気軽にコミュニケーションがとれる体制づくりを推進します。	タウンプロモーション室
● 生涯学習やボランティア活動を通じた国際理解教育や異文化交流を推進します。	教育課 タウンプロモーション室
● 外国人観光客に対して、多言語で杉原千畝氏の功績について発信します。	地域振興課

施策２　外国人が安心して暮らせるまちづくり

取り組み	主な担当課
● 広報やホームページ、パンフレット等の多言語化の充実を図ります。	総務課 タウンプロモーション室
● 外国語による住民サービス等の情報提供を行います。	総務課

7 感染症患者

● 現状・課題

わが国では、現代においても、様々な病気についての正しい知識と理解が十分に普及しているとは言えません。医学的にみて不正確な知識や思い込みにより、感染症患者及びその家族への差別や偏見が根強く残っています。また、今後も、新型インフルエンザ等の新たな感染症によって、差別や偏見が生じる恐れがあります。

ハンセン病は、らい菌による感染症です。現在では、治療方法も確立され、適切な治療により後遺症もなく治癒します。しかし、1996 年（平成８年）に国が「らい予防法」を廃止するまでは、強制隔離政策が続けられ、戦前からの誤った知識による差別や偏見が存在しました。2009 年（平成 21 年）には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）を施行し、ハンセン病患者に対する福祉の増進や名誉回復に向けた取り組みが進められています。

ＨＩＶ感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患です。感染経路が限られており、予防に関する正しい知識に基づいて日常生活を送れば、感染しないことがわかっています。また、新しい治療薬の開発によって、エイズの発病を遅らせたり、抑えたりすることが可能となりました。わが国では、1989 年（平成元年）に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」（エイズ予防法）が制定されました。しかし、「治療よりも管理を優先している」との批判を受け、1998 年（平成 10 年）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）が制定されました。また「感染症法」では、ＨＩＶ感染者だけでなく、ハンセン病患者を含めた感染症患者の人権を尊重し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療について、総合的に施策を推進することを目的としています。

本町では、感染症についての正しい理解を促進し、感染症患者が安心して暮らせる体制の整備を進めています。アンケート調査によると、感染症患者が地域で生活するうえで人権上の問題は、「職場、学校等でいやがらせやいじめを受けること」が 31.4％と最も高く、次いで「就職や職場などで不利な扱いをされること」が 30.0％となっています。感染症患者の人権を守るために必要なことは、「感染症に関する正しい理解促進を学校等の教育の中で進める」が 47.3％と最も高く、「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実させる」が 43.5％となっています。感染症等についての正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染症患者等が安心して医療を受けることができる医療環境の整備が必要となっています。

■感染症患者が地域で生活するうえで人権上の問題

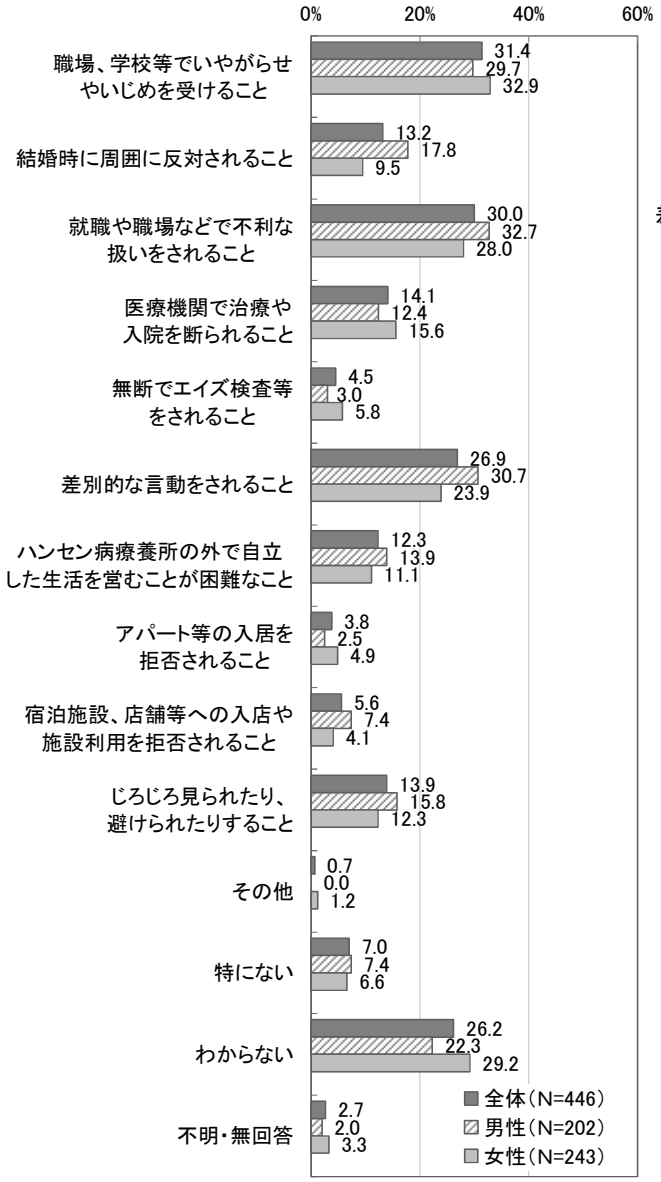

■感染症患者の人権を守るために必要なこと

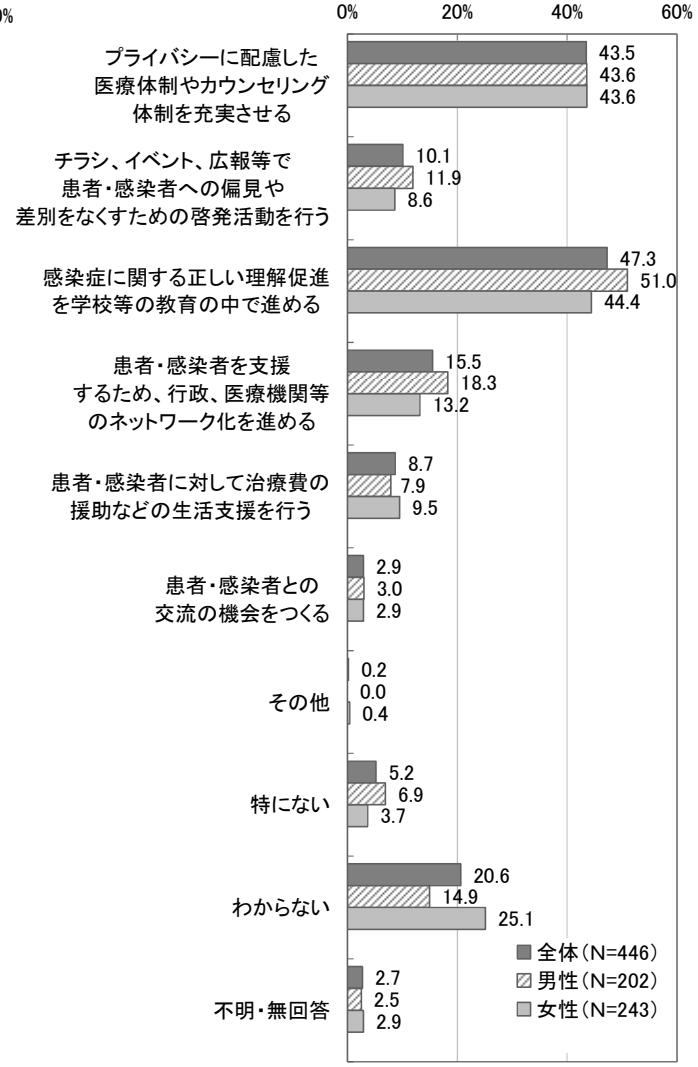

施策１　感染症についての正しい理解促進

取り組み	主な担当課
● 広報紙やパンフレット、ホームページ等で、感染症についての周知・啓発を行います。	総務課
● 「ハンセン病を正しく理解する週間」「世界エイズデー」の周知・啓発を行います。	健康福祉課

施策２　感染症患者が安心して暮らせる体制整備

取り組み	主な担当課
● 人権やプライバシーや個人情報に配慮した相談支援を行います。	健康福祉課
● 感染症患者の就労等に関する情報提供や相談支援を行います。	健康福祉課
● 感染症患者に対する救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	健康福祉課

8 その他の人権

現在の日本社会には、先に取り上げた重要課題以外にも、様々な人権問題があります。また、社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題が生じる可能性があります。国や県の動向を把握し、関係機関と連携しながら柔軟に対応していく必要があります。

【インターネットによる人権侵害】

急速な情報社会の進展により、インターネットを通じて誰もが気軽に情報の発信・収集をできるようになりました。一方で、匿名性や情報発信の容易さを悪用し、他人を誹謗・中傷する書き込みや差別を助長する表現、個人情報の無断掲示等、人権にかかわる様々な問題が起きています。近年は、特にＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用が多様な分野で進んでおり、大人だけではなく子どもにも人権問題が拡大し、ＳＮＳが子どものいじめの温床となるなど、ＳＮＳを介した子どもの性的被害も増加しています。

わが国は、2002 年（平成 14 年）に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行され、人権侵害が起きた際の取り締まりを進めています。2009 年（平成 21 年）に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が 2018 年（平成 30 年）に改正され、18 歳未満の青少年のフィルタリングサービスの義務づけが強化されました。また、性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板等に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける、いわゆる「リベンジポルノ」の被害が発生しています。こうした実情を鑑み、2014 年（平成 26 年）「リベンジポルノ被害防止法」が施行されました。

町民一人ひとりがインターネットを利用するうえで、利便性と危険性を理解する啓発活動を進めるとともに、インターネットによる人権侵害が起こった際の適切な対応体制を整備する必要があります。また、早い時期からインターネットに対する正しい知識や対応を身につけるため、学校教育を通じてインターネットの正しい利用方法や情報モラルについての学習機会を提供することが求められます。

【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人やその家族に対する差別や偏見は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰することは極めて厳しい状況です。刑を終えて出所した人が、社会の一員として生活を営めるようになるには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会等、周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別を解消するため、啓発活動を推進する必要があります。

【犯罪被害者やその家族】

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や名誉棄損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等、二次的な被害を受けることが問題となっています。

わが国では、2004 年（平成 16 年）に「犯罪被害者等基本法」が制定され、地方公共団体においては、相談体制の整備等が求められています。また、2016 年（平成 28 年）に策定された「第３次犯罪被害者等基本計画」では、損害回復・経済的支援等への取り組み、精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み等の重点課題を挙げています。

本町では、犯罪被害者が受けた被害の回復や軽減を図るため、平成 30 年 10 月に「八百津町犯罪被害者等支援条例」を公布し、被害者の支援を行う施策を実施しています。

犯罪被害者やその家族に寄り添った相談等を行い関係機関につなげることで、本人やその家族の負担を減らし、平穏な日常生活を取り戻せるよう支援することが求められます。また、「公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター」や「ぎふ性暴力被害者支援センター」等、専門機関を周知するとともに、協力・連携によって被害の拡大をくいとめることが大切です。

【性的指向・性自認を理由とする人権問題】

性のあり方は、身体又は遺伝子上の性、性的指向（好きになる相手の性別）、及び性自認（自分の性に対する感じ方）による様々な組み合わせがあり、また、それぞれについて様々なあり方が存在することから、非常に多様となっています。しかし、性のあり方への正しい理解がないために差別的な扱いを受けたり、偏見を恐れて周囲の人に打ち明けることができなかったりするなど、社会生活がしづらい現状がみられます。

世界では、2011 年（平成 23 年）、国連総会で初めて性的指向と性同一性に関する国連決議が採択されました。わが国では 2004 年（平成 16 年）に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、戸籍上の性別の変更が部分的に認められました。また、2008 年（平成 20 年）に法律の一部が改正され、性別変更の条件が緩和されました。

本町では、印鑑登録証明書や性別欄が不要な申請書について、性別欄を廃止するなどの性的少数者に配慮した取り組みを行うとともに、町職員向けの研修を行い、性的指向・性自認に関する正しい理解の普及に努めています。

国や県、先進自治体の取り組み等を参考に、性的指向・性自認に関する人権問題への啓発活動を推進するとともに、相談支援体制の整備を進める必要があります。

【災害に伴う人権問題】

東日本大震災と、それに伴う原子力発電所の事故は、東北地方をはじめ東日本を中心に甚大な被害をもたらし、多くの犠牲者と被災者を出しました。

このような中、避難生活においては、プライバシーの確保や、高齢者・障がい者・子ども・外国人・女性に対する十分な配慮が行き届かないこと等、様々な人権を侵害する課題がみうけられました。また、長期化する避難生活のストレスによる暴力や虐待等の発生や、原子力発電所の事故による放射線の影響で、風評によるいじめやいやがらせ等の被災者を二重に傷つける事態もみられました。

災害対策に人権尊重や男女共同参画の視点を取り入れ、女性や避難行動要支援者等に配慮した避難支援体制を整備することが求められます。

【ホームレス】

不安定な就労等、やむを得ない事情でホームレスとなる人も多い中、ホームレスへの襲撃やいやがらせ、暴行等の非人道的な事件が発生しています。

わが国では、2002 年（平成 14 年）に、時限立法として「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）が施行され、さらに 2017 年（平成 29 年）に同法が効力を失うことへの対応として、2015 年（平成 27 年）に「生活困窮者自立支援法」が施行され、ホームレスの自立支援に関する施策を総合的に推進しています。

ホームレスの自立を支援するため、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、きめ細かな支援を行う必要があります。また、個人だけでなく、事業者・学校・地域・住民等、社会全体の課題として捉え、解決していくことが求められます。

【アイヌの人々】

アイヌの人々は、日本列島の先住民族として固有の言語や独自の豊かな文化を築いてきたにも関わらず、近世以降のいわゆる同化政策により、民族としてのアイデンティを保持することが難しくなっています。また、アイヌの人々に対する理解が不十分であるため、就職や結婚に際しての差別や偏見が依然として存在しています。

わが国では、1997 年（平成 9 年）、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行され、2008 年（平成 20 年）には、国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。わが国では、これらを踏まえ、アイヌの人々が民族としての名誉と尊厳を保持できるよう政策を推進しています。

アイヌの人々への差別や偏見の解消に向け、アイヌの人々の歴史や文化、伝統及び現状について認識を深めるための教育・啓発活動を推進する必要があります。

【北朝鮮当局による拉致問題等】

北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。2002 年（平成 14 年）の日朝首脳会談では、北朝鮮側が日本人拉致を認め謝罪し、拉致被害者 5 人の帰国が実現しました。しかし、他の被害者については納得のいく説明がなく、政府が認定した拉致被害者の他にも、拉致の可能性が否定できない事案があることも指摘されています。

わが国は、2006 年（平成 18 年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権侵害対処法）が施行され、北朝鮮当局による拉致問題に関する国民の理解を深めるとともに、国際社会と連携して実態の解明を図っています。

問題の解決にあたっては、日本人拉致が重大な人権侵害問題であることを周知し、認識を高めるための啓発に努める必要があります。一方で、拉致問題が在日韓国人・朝鮮人等への差別・偏見を引き起こさないよう、啓発方法を配慮することも求められます。

【人身取引（トラフィッキング）】

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であるとともに基本的人権を侵害する深刻な問題です。

わが国では、2009 年（平成 21 年）に策定された「人身取引対策行動計画 2009」に基づいて、人身取引の防止や撲滅、被害者の保護を推進してきました。また、2015 年（平成 26 年）には「人身取引対策行動計画 2014」が策定されました。この計画では、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組むため、関係機関との連携強化等を図り、人身取引の根絶を目指すこととしています。

重大な人権侵害である人身取引についての認識を高めるとともに、被害者からの訴えや相談に適切に対応できるよう関係機関等と連携を図ることが求められます。